

平成30年12月11日
四国地方整備局 建政部
計画・建設産業課

社会保険加入に積極的に取り組む徳島県内の建設企業等を対象とした
『社会保険加入促進宣言企業』を募集いたします！

昨日（12月10日）、社会保険加入に積極的に取り組む徳島県内の建設企業等にお集まりいただき、「徳島県建設業社会保険加入推進地域会議」※1を開催し、別紙のとおり、「社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準」が採択されました。つきましては、当会議として、「社会保険加入促進宣言企業」を募集いたしますので、皆様の積極的なご応募をお待ちしております。

※1 「徳島県建設業社会保険加入推進地域会議」

本会議は、これまで建設業界と行政が一体となって進めてきた社会保険加入対策の徹底を図るとともに、より地域に根ざした取組として、地域レベルでの取組への理解を広げ、更なる加入促進につなげることを目的に、社会保険の加入に積極的に取り組む徳島県内の建設企業等を対象として、12月10日に開催されました。

なお、「社会保険加入推進地域会議」については、四国管内では、香川県（平成30年3月1日開催）、高知県（平成30年9月18日開催）に続いて、3県目の開催となります。

1. 対象者

- ・徳島県内に拠点を置く建設企業
- ・徳島県内での施工実績を有する建設企業

※法人、個人事業主は問いません。

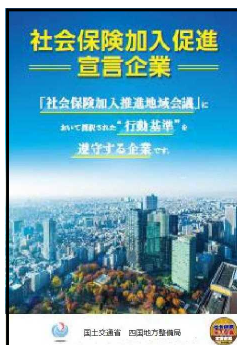
※建設業関係団体への加盟・非加盟も問いません。

2. 申込

別紙、「社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準」に必要事項を記載のうえ、平成31年1月18日（金）までに、FAXにてお申し込みください。

3. その他

募集締切後、「社会保険加入促進宣言企業」としてリストアップを行い、平成31年2月に四国地方整備局のホームページ上で公表を予定しております。なお、「社会保険加入促進宣言企業」の皆様には、社会保険加入に積極的に取り組んでいることを対外的にPRできるよう、ステッカー、ポスターを配布いたします。



【ポスター】



【ステッカー】

希望者には別途、電子データを提供いたします。電子データは、各企業で名刺、企業パンフレットなどにご活用いただけます。

【問い合わせ先】

【徳島県建設業社会保険加入推進地域会議 事務局】

国土交通省 四国地方整備局 建政部
計画・建設産業課長 橋本 貴央
建設専門官 四宮 幸一

T E L : 087-811-8314 (内線6121、6144)

「社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準」

【元請企業】

1. 工事を受注する際には施工に携わる作業員に係る法定福利費を適切に考慮し、ダンピング受注をしないこと
2. 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
3. 施工する現場に携わる下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求め、作業員が適切な保険に加入していることを確認すること
4. 下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
5. 下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

【下請企業】

6. 工事を受注する際には必要な法定福利費の額を適切に積算して法定福利費を内訳明示した見積書を提出し、ダンピング受注をしないこと
7. 労働者である社員と請負関係にある者を明確に区分し、雇用する社員については、法令に従って必要な保険に加入させること
8. (再下請に出す場合) 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
9. (再下請に出す場合) 下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求めること
10. (再下請に出す場合) 下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
11. (再下請に出す場合) 下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

当社は、「徳島県建設業社会保険加入推進地域会議」において採択された『社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準』を遵守することを宣言します。

平成 年 月 日

会社名

代表者

所在地 〒

【送付先・問い合わせ先】

徳島県建設業社会保険加入推進地域会議 事務局
(四国地方整備局 建政部 計画・建設産業課)

FAX 087-811-8414 / TEL 087-811-8314